

岡山県港湾施設総合管理システム利用規約

1 目的

この利用規約は、岡山県港湾施設総合管理システム（以下「システム」という。）を利用して、岡山県港湾施設管理及び利用条例（以下「条例」という。）に基づく申請の手続及び閲覧等を行うために必要な事項を定めるものです。

2 定義

(1) 電子申請等

条例に基づく申請の手続等についてシステムを利用して行うことをいいます。

(2) システム利用者

システムを利用して条例に基づく申請の手続及び閲覧を行う者をいいます。

(3) 管理者

システムを管理する岡山県をいいます。

3 利用規約の遵守

(1) システム利用者は、事前にこの利用規約を熟読の上、この利用規約に同意してシステムを利用するものとします。

(2) システム利用者がシステムを利用した際には、この利用規約に同意したものとみなします。

4 システム利用者ID及びパスワードの登録及び管理

(1) システム利用者は、電子申請を行うにあたって、事前に利用申請書（様式別紙1）を管理者に提出するものとします。

(2) 管理者は、利用申請書の内容を確認した後、システム利用者ID及び初期パスワードを交付します。システム利用者は、システム利用者IDの交付を受けた日より利用資格が発生します。

(3) システム利用者IDは、当該システム利用者のみが使用できるものとし、第三者への譲渡、貸与などはできません。

(4) パスワードは、英大文字数字4文字以上とし、システム利用者の責任において初期パスワードの変更を行ってください。管理者からシステム利用者にパスワードを問い合わせることはありません。

(5) 管理者は、システム利用者からパスワードの初期化の要請があった場合、パスワードの初期化を行います。

(6) システム利用者は、登録したシステム利用者ID及びパスワードを自己の責任において厳重に管理する義務を負うものとし、第三者への漏えい防止等に努めるものとします。

5 電子申請等の対象施設及び対象手続等

電子申請の受付対象は、下記の港湾施設及び手続とします。

対象港湾	対象手続	対象施設
宇野港	係留施設使用許可申請	別添
水島港	野積場使用許可申請	
岡山港	上屋使用許可申請	
笠岡港	荷役機械使用許可申請	

6 受付時間

システムによる条例に基づく申請の受付時間は、9時から17時までとします。ただし、次に掲げる期間を除きます。

- ・ 土曜日
- ・ 日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ・ システムメンテナンス及び障害等によりシステムが停止している間
- ・ 管理者が別に定めるシステム取扱説明書において定める期間

7 処理状況の表示

電子申請等に対する許可等の処理状況については、システムにより表示します。システム利用者は許可等の処理状況についてシステムで確認して下さい。

8 禁止行為

(1) システムの利用においては、次に掲げる行為を禁止します。

- ・ システムに対し、不正にアクセスすること
- ・ システムの管理及び運営を故意に妨害すること
- ・ システムに対するハッカー行為、ウィルス侵入行為など、むやみにシステム接続を図り、システムの正常な動作を阻害すること
- ・ 他のシステム利用者又は第三者に迷惑、不利益を与えるなどの行為をすること
- ・ 管理者のサービスに支障を来す恐れがある行為など、管理者が不相当と判断した行為をすること
- ・ その他法令等に反すると認められる行為をすること

(2) 管理者は、システム利用者が禁止行為を行ったと認めたときは、事前の通知を行うことなくシステムの利用を停止し、又は制限することができるものとします。

(3) 管理者は、この禁止行為に該当するか否かについて調査を行う必要があると判断した

場合、システム利用者は管理者の調査に応じる義務を負うものとします。

9 個人情報の取扱

管理者は、「岡山県個人情報保護条例（平成14年岡山県条例第3号）」に基づき、システムのID発行に際し収集した個人情報について、岡山県の港湾施設に関する諸手続及びこれらの管理業務に利用し、目的外利用や提供を行いません。

また、システム利用者がシステムを利用して管理者へ送信又は管理者からシステム利用者へ送信する個人情報等の通信内容については、SSL（Secure Sockets Layer）によるデータの暗号化などによって保護されます。

10 システムの保守

- (1) 管理者は、システムの稼動状態を良好に保つために、システムの運用を停止の上、保守点検を行います。この場合、管理者のホームページにその旨を掲載します。
- (2) 管理者は、すべてのシステム利用者に常にシステムの良好な環境を提供するため、管理者が緊急に対処する必要があると判断した場合、ホームページへ掲載せずに、必要な措置をとることができるものとします。

11 利用の取りやめ

- (1) システム利用者が利用を取り止める場合は、利用停止届（様式別紙2）を提出するものとします。
- (2) 前項の届出がなされた場合、管理者は速やかに該当利用者へ提供した機能を停止するものとします。

12 届出事項の変更

- (1) システム利用者は、利用者登録事項に変更が生じた場合は、速やかに管理者に事項変更届（様式別紙3）を提出するものとします。
- (2) 申請事項の変更は、申請事項変更届を受理後、システムへの変更登録が完了した時点から、変更内容が反映されるものとします。

13 システム利用者の責任

- (1) システム利用者は、自己の判断と責任に基づきシステムを利用するとともに、システムの利用に伴って生じる各種電子情報を適正に管理するものとします（管理者に対しいかなる責任も負担させないものとします。）。
- (2) システム利用者は、8に規定する禁止行為を行い、システムの運用を停止又はそれに近い状態に至らせた場合、当該利用者は管理者又は他のシステム利用者が被る損害を賠償する義務を負うものとします。

14 免責事項

- (1) 管理者は、システムの利用により生じたシステム利用者の損害について一切の責任を負わないこととします。また、システム利用者の利用申請書の内容の誤り又はその申込み事項変更の届出を怠ったことに起因する一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- (2) 管理者は、6のただし書きの規定による受付期間の制限の設定又は天災などの不慮の事故によるシステムの停止に起因する一切の損害について、いかなる責任も負わないものとします。
- (3) 管理者は、10の規定によりシステム運用の停止又は必要な措置を取ったことによって生じたいかなる責任も負わないものとします。

15 システム利用者に対するサポート

- (1) 管理者がサポートとして提供できる内容は次のとおりとします。
 - ・ システムが提供するサービスに関する情報及びそれに関する障害の解決・対処方法
 - ・ システム利用者が管理者のサーバに接続するための情報及びそれに関する障害の解決・対処方法
- (2) サポートの対象は、システム利用者に限ります。
- (3) システム利用者サポートを提供する手段は、電話、ファックス、電子メールなどの通信によるものとします。
- (4) システム利用者自身のコンピュータ、オペレーティングシステム（OS）、通信機器、通信ソフトなどの一切のサポートは、有償無償を問わず行わないものとします。

16 規約の変更

管理者は、本規約を変更することがあります。本規約が変更された後のシステムの提供条件や内容などは、変更後の規約に定めるとおりとします。

17 本規約の適用

本規約は、管理者とシステム利用者間の一切の関係に適用するものとします。

18 協議事項

システムの利用に関して本規約によって解決できない問題が生じた場合は、管理者とシステム利用者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。

19 合意管轄裁判所

システムの利用に関して管理者とシステム利用者との間に生ずるすべての訴訟については、岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則 本規約は、平成20年3月3日から適用します。

平成22年10月5日付則改訂

平成 年 月 日

岡山県港湾施設総合管理システム利用申込書

岡山県知事 あて

岡山県港湾施設総合管理システム利用規約を承諾し、同規約 4 の規定に基づき本システムを利用することを申込みます。

1 申請者（ふりがな）

会社名 : 印
代表者名 :
住所 : 〒

2 申請担当部所（納入通知書送付先）

会社名 : システム利用者 I D（第 1 希望 ）
（第 2 希望 ）
（第 3 希望 ）
※国の港湾 EDI を用いて係留申請をされる企業の方はシステム連携
の為、申請者コードを利用者 ID として申請して下さい。
※次の ID は使用しないでください（ZZ000001～ZZ999999）

住所 : 〒
担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
メールアドレス :
(システム利用者 ID については、申請書に記入する英大文字
数字 8 桁のコードを記入して下さい。)

3 利用希望施設（○をつけてください）

- ・係留施設（ソーラス） ・係留施設（ソーラス以外）
・野積場 ・上屋 ・荷役機械

以下、岡山県担当課記入欄

上記申請に基づき、次のとおり利用者 I D・初期パスワードを交付いたします。
(初期パスワードはシステム利用者の責任において変更してください)

平成 年 月 日

利用者 I D : _____

初期パスワード : _____

別紙 2

平成 年 月 日

利用停止届

岡山県知事 へ

岡山県港湾施設総合管理システム利用規約 1.1 の規定に基づき、システムの利用停止について下記のとおり提出します。

1 申請者

会社名 : 印
代表者名 :
住所 : 〒

2 申請担当部所（納入通知書送付先）

システム利用者 ID :
会社名 :
住所 : 〒
担当者名 :
電話番号 :
FAX 番号 :
メールアドレス :

3 利用停止日 :

平成 年 月 日

4 利用停止する ID :

別紙 3

平成 年 月 日

申請事項変更届

岡山県知事 へ

岡山県港湾施設総合管理システム利用規約 12 の規定に基づき、システムの申込み事項変更について下記のとおり提出します。(変更箇所についてのみ記入します。)

1 申請者

(ふりがな)

会社名 :

印

代表者名 :

住所 : 〒

2 申請担当部所 (納入通知書送付先)

利用者 ID :

会社名 :

住所 : 〒

担当者名 :

電話番号 :

FAX 番号 :

メールアドレス :

3 利用希望施設 (現在利用している施設を含め○をつけてください)

・係留施設 (ソーラス)

・係留施設 (ソーラス以外)

・野積場

・上屋

・荷役機械

岡山県港湾施設総合管理システム 対象施設

岡山県港湾施設総合管理システムを利用して、岡山県港湾施設管理及び利用条例に基づく申請の受付及び閲覧等を行える施設は以下のとおりです。

※宇野港、水島港、岡山港、東備港が対象です。

平成 22 年 12 月 日現在

(対象施設)

(1) 係留施設使用許可申請書

港名	係留施設
宇野港	① ソーラス対応バース 田井Aドルフィン、田井港 B 30,000t 級 田井港 C 30,000t 級、田井港 D 15,000t 級 日比港 (一) 10m物専岸壁 宇野港 第三突堤(-)10m 岸壁 15,000t 級 ② ソーラス以外 田井港 E 2,000t 級、田井港 F 2,000t 級 宇野港 第一突堤 (-5m) 宇野港 第三突堤(-)5.5m 岸壁 2,000t 級 宇野地区第三突堤西側(-)4.0m 物揚場 県営 10 号浮棧橋 ③ 定期船 (一般旅客定期航路事業者用) 宇野港 旅客埠頭、フェリー岸壁
水島港	① ソーラス対応バース 西公共埠頭 (1 号、2 号岸壁) 玉島外貿 1 号埠頭 (1 号、2 号岸壁) 玉島 3 号埠頭 (5 号、6 号岸壁) 玉島 4 号埠頭 (1 号、2 号岸壁) 玉島ハーバーアイランド 4 号埠頭 (1 号、2 号岸壁) なお、玉島ハーバーアイランド 6 号埠頭 (国際コンテナターミナル 1 号、2 号岸壁) は対象外。 ② ソーラス以外 東公共岸壁、高島 (一) 5.0 岸壁 乙島 (-3.0) 物揚場、乙島 (-4.0) 物揚場 西公共物揚場、玉島物揚場 玉島 (-5.0) 岸壁、玉島 1 号埠頭岸壁 玉島 3 号埠頭岸壁 (再掲)、玉島 4 号埠頭岸壁 (再掲) 玉島ハーバーアイランド 5 号埠頭物揚場 水島 2 号浮棧橋

	玉島 1 号栈橋、玉島 2 号栈橋 ③ 定期船（一般旅客定期航路事業者用） 対象なし
岡山港	① ソーラス対応バース 対象なし ② ソーラス以外 福島-5.5m 岸壁、福島-6.0m 岸壁 福島-4m 物揚場、 ③ 定期船（一般旅客定期航路事業者用） 対象なし
笠岡港	① ソーラス対応バース 対象なし ② ソーラス以外 新笠岡港岸壁、新笠岡港岸壁 ③ 定期船（一般旅客定期航路事業者用） 対象なし

(2) 野積場使用許可申請書

港名	野積場
宇野港	日比(-)10m 野積場、日比(-)3m 野積場 田井B岸壁野積場、田井C岸壁野積場 田井D岸壁野積場、田井E岸壁野積場 田井F岸壁野積場、第3突堤(-)4.0m 野積場 第3突堤(-)5.5m 野積場、第3突堤(-)10m 野積場 宇高国道フェリー待合所南野積場 (H-2-38)
水島港	西公共物揚場野積場、東公共岸壁野積場 西埠頭岸壁野積場、高島岸壁野積場 玉島ハーバーアイランド4号埠頭岸壁野積場 玉島物揚場野積場、玉島1号埠頭岸壁県営野積場 玉島2号埠頭物揚場県営野積場 玉島3号埠頭岸壁県営野積場 玉島4号埠頭岸壁県営野積場 玉島外貿1号埠頭岸壁北側県営野積場 乙島物揚場県営野積場 玉島外貿1号埠頭岸壁南側県営野積場 玉島ハーバーアイランド5号埠頭野積場
岡山港	福島1号地、福島2号地、福島3号地、福島4号地、福島5号地 福島6号地、福島7号地
笠岡港	新笠岡港1号野積場、新笠岡港2号野積場 新笠岡港3号野積場、新笠岡港4号野積場

(3) 上屋使用許可申請書

港名	上屋
宇野港	田井一号上屋、田井二号上屋 宇野港くん蒸上屋、宇野港2号上屋
水島港	県営1号鉄鋼上屋、県営2号上屋、県営3号上屋 玉島1号上屋、玉島2号上屋
岡山港	福島A棟、福島B棟、福島C棟

(4) 荷役機械使用許可申請書

港名	荷役機械
宇野港	移動式荷役機械（ジブクレーン）
水島港	固定式荷役機械（ジブクレーン）
玉島 HI4 号埠頭	コンテナ荷役機械（コンテナクレーン）